

協働によるまちづくり

生活にも もつとも 身近な住民組織



わたしたちの生活の中で最も身近な自治会（町内会）やボランティア団体、NPOなどの市民活動団体の多様な活動は、本市の地域づくりを支える基礎となります。防災・防犯、環境、福祉、教育、文化、スポーツなどの活動が活性化することで、コミュニティを基本としたさまざまな交流や人的ネットワークが築かれ、まちにきらめきが生まれます。

今回は、地域づくりに欠かせない自治会活動や市民活動の紹介と、その活動に対する支援などについてお知らせします。

自治会の機能

住民組織

自治会

自治会は、地域に住む人たちが日ごろから親睦と交流を通じて連帯感を深め、地域に共通するさまざまな課題をみんなで協力して解決し、快適なまちをめざして自主的に活動する住民自治組織です。

自治会には、大きく分けて次の3つの機能があると言えます。

1 課題解決 交通安全、防犯・非行防止、青少年の育成、防火・防災、資源の回収、福祉、生活改善など、地域の課題を解決します。

2 維持・管理 集会施設の維

持・整備、環境・美化、清掃・衛生など、地域の施設と環境の維持・管理を行います。

3 交流・親睦 祭礼・盆踊り、運動会、文化祭などを催し、地域の人たちの交流や親ほくを図ります。

今後の自治会には、住民と市との間を取り持つ太いパイプ役として、これら3つの機能の充実を図り、さまざまな地域自治の取り組みを展開することが期待されています。





自治会の活動

自治会の機能は、自治会活動を通じて初めて果たされることになりまます。自治会活動は、「市民による住みよいまちづくり」をめざし、地域住民の総意のもとに行われるものです。

これからの住みよいまちづくりは、「安全で安心なまち」「便利なまち」「快適なまち」づく

住みよいまちづくりをめざす

自治会の主な活動

- ① 広報連絡（市報、支所だよりなどの広報紙や行政からのお知らせ文書の配布、回覧を行います）
- ② 行政への要望・陳情（地区要望や陳情のとりまとめを行います）
- ③ 交通安全・防犯（交通事故の防止や、防犯灯の維持・管理、犯罪のない安心して住める地域づくりに取り組みます）
- ④ 自主防災・互助活動（地震、火災、台風などの災害時に対応するため、自主防災会の設置や災害などに見舞われたときの助け合いを行います）
- ⑤ 環境・美化（ゴミステーションの設置管理および、道路、側溝、公園などの清掃や美化活動を行います）
- ⑥ レクリエーションなどの親睦く行事（会員の交流と親睦くを目的に、お祭り、レクリエーション、運動会など各種行事を行います）
- ⑦ 各種団体の育成・協力（子ども会、老人クラブなど地域の諸団体の育成、協力を努めます）
- ⑧ 集会所の設置・維持管理
- ⑨ 市のイベント・スポーツ行事などへの参加協力
- ⑩ 各種募金への協力（共同募金などの取りまとめを行います）

りと言われていきます。自治会活動の主なものは、左表のとおりですが、これらの活動が円滑に行われることで、機能が十分に発揮され、有意義な自治会となり、私たちが求めるまちが現実のものとなっていきます。

そのためには、より多くのみなさんに自治会に加入していただき、積極的に自治会活動に参加していただくことが大切です。

市民活動団体紹介

ボランティア湖山



青島の竹林整備

代表 しんが まさゆき 進賀 正幸 さん

湖山池の青島公園では竹林が荒れ、ゴミもたくさん捨てられていました。この状態を何とかしたいと、平成17年に有志が集まり「ボランティア湖山」を結成。青島公園を市民の憩いの場にするため、竹林の整備を始めました。平成18年度は鳥取市市民活動促進助成金の交付を受け、竹林の間伐をして風通しや日当たりのよい環境をつくり、周辺の雑木、笹藪などを切り払い、遊歩道から竹林内が見通せるようにしました。これにより、青島公園に来られるみなさんから「遊歩道が明るくなり、青島公園の散策が気持ちがいい」といった声を聞くようになり、やりがいを感じています。これからは、切株なども取り除き、より多くのみなさんに竹林を散策していただけるようにしたいと、みなハリキッています。

市民活動団体

ボランティアのグループや、NPOのように法人格を持つ団体など、さまざまな市民活動団体が自主的、自律的に公益活動を行



このような市民活動団体は、子どもの健全育成や文化芸術の振興、国際協力や環境の保全など、共通の目的や課題の解決のために活動し、地域づくりの大きな力となっています。本市では市民活動を推進するため、平成15年に「鳥取市市民参画と市民活動の推進に関する条例」を施行し、市民活動の助成事業や拠点整備などに取り組んできました。現在、約150の市民活動団体が市民活動拠点アクティブとつとりに登録し、活動や交流の場として利用しています。

紹介

市民活動拠点アクティブとつとり

ご利用ください!

市民活動の場所の提供、活動支援、相談、情報提供、情報収集を行うとともに、市民活動グループ間の交流やネットワークの場を提供します。

※施設を利用するためには、利用団体登録する必要があります。



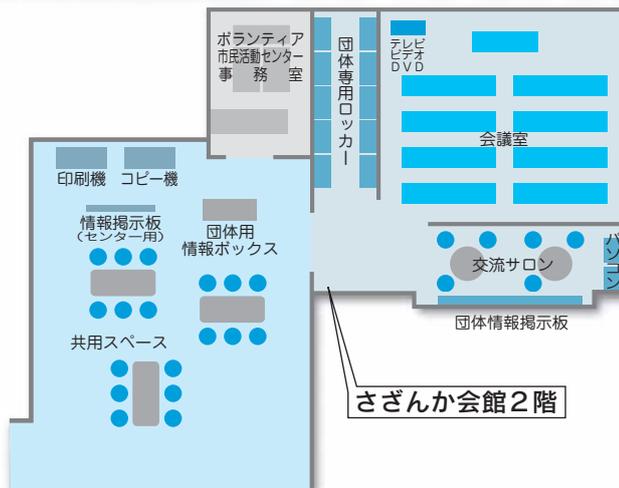
パソコンも利用できます



ビデオやDVDを使った研修も可能



1台つづりあります



さざんか会館2階



開館時間

9:00 ~ 21:00

休館日

年末年始(12/29 ~ 1/3)



問い合わせ先

「市民活動拠点アクティブとつとり」
管理運営：鳥取市ボランティア・市民活動センター(さざんか会館内・富安二丁目)
☎(0857)29-2228
☎(0857)29-2338

鳥取市ボランティア・市民活動センターからお知らせ!

ボランティア入門講座
はじめてみませんか?

- 4月11日(水)14:00 ~
- 18日(水)19:00 ~
- 24日(火)10:00 ~

市民活動団体のための助成金アドバイス講座

- 4月25日(水)
- 14:00 ~、●19:00 ~
- ※両講座とも1時間15分です。

自治会活動・市民活動団体活動の支援事業のあらまし

事業名	補助対象事業内容	補助対象事業者	補助対象経費	補助率	限度額
自治会活動活性化支援事業	きらめくまちづくり事業 ① 地域の課題の解決につながる活動 ② 住民自治のステップアップにつながる活動 ③ 個性のある地域づくりにつながる活動	・単位町内会 ・合同町内会 ・地区自治会	・謝金 ・旅費 ・会場借上料 ・賃借料 ・会場整備費等物件費 ・雑役務費 ・広告宣伝費 ・消耗品費 ・委託費	2/3	200万円
	コミュニティ活動支援事業 住民の多数が参加する次のような事業 ① 運動会などのスポーツ活動 ② 地域内の文化的な活動 ③ その他この事業の趣旨にふさわしい事業	・単位町内会 ・合同町内会	そのほか、市長が特に必要と認める経費	1/2	5万円
市民活動促進助成金交付事業	市民活動団体が企画・運営する研修やイベントなどの事業経費	市民活動の企画、運営等に関する研修などを実施する市民活動団体(ボランティア団体、NPOなど)	・講師などへ謝礼交通費 ・資料などの作成費 ・会場使用料、車両・機械などの賃借料	4/5	20万円または10万円

平成19年度 支援事業の申し込みは…

きらめくまちづくり事業	コミュニティ活動支援事業	市民活動促進助成金交付事業
申込期限 4月27日(金)	申込期限 5月31日(木)	申込期間 4月16日(月)~5月15日(火)
↓		↓
※詳しくは、各自治会にお届けしている資料、または鳥取市ホームページ(27ページ)をご覧ください。		※詳しくは、アクティブとつとりに配置しているパンフレット、または鳥取市ホームページ(27ページ)をご覧ください。



自治会・市民活動団体は、市政を進めるうえで欠くことのできない重要な組織・団体です。これからは地方分権の時代であり、市民のみなさんと行政とのより強固なパートナーシップが必要とされる中で、自治会と市民活動団体の役割は、ますます

重要となってきました。このため、本市は自治会・市民活動団体の活動を積極的に支援しています(上記表参照)。「自治会活動活性化支援事業」は、地域のさらなる活性化に活用していただくことを目的に、平成17年度に創設し「新たなまちづくり活動」、「地域コミュニティの推進」につながる活動を実施する自治会に対して支援する制度です。また、市民活動団体が企画・運営し、多くの市民が参加する研修・イベントなどの事業や、地域住民、団体、企業などとの協働による地域づくり事業に対して、その費用の一部を助成する「市民活動促進助成金交付事業」も行っています。

自治会・市民活動団体支援事業



問い合わせ先

市役所本庁舎協働推進課
☎(0857)20-3182